

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	地方税法における個人住民税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

龍郷町は、地方税法における個人住民税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

龍郷町長

公表日

平成27年5月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税法における個人住民税関係事務
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、住民・税務署から提出された申告情報、企業・年金保険者から提出された支払報告書等により住民税額を計算し賦課を行っている。また、住民からの申請に基づき、住民税情報から課税証明書・所得証明書の発行を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①課税対象者情報の確認 ②納税義務者等の各種申告資料の受領及び内容の確認 ③配偶者・被扶養者情報の確認 ④税額の決定及び納税の通知
③システムの名称	個人住民税システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
課税対象者情報ファイル、課税資料ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供事務) 番号法第9条第1項 別表第二 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項 (情報照会事務) 番号法第9条第1項 別表第二 27項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民税務課
②所属長	町民税務課長 岡山 和浩
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	龍郷町役場 町民税務課 町税係 894-0192 鹿児島県大島郡龍郷町浦110番地 問合せ先電話番号 0997-69-4513(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	龍郷町役場 総務企画課 情報公開・個人情報保護係 894-0192 鹿児島県大島郡龍郷町浦110番地 問合せ先電話番号 0997-69-4512(直通)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

変更箇所

[illegible]